

■ 第2条第2項 ■

この法律で「大麻^{6,8}」とは、大麻草⁹(その種子^{1,0}及び成熟した茎^{1,1}を除く。)及びその製品^{1,3}(大麻草としての形状を有しないものを除く^{1,4})をいう。

趣旨

本規定は、大麻を定義したものである。

解説

- 1 本規定は、主に大麻草の部位に着目して設けられている。
- 2 令和5年の法改正による大麻の定義の見直しについて、次のように整理することができる。
 - ① 原初の法令である「大麻取締規則(昭和22年厚生・農林省令第1号)」の制定当時、GHQは麻薬について厳格な方針を執っており、我が国における大麻草の栽培を禁止する算段をしていた。

※「GHQ」とは、General Headquartersの略。連合国総司令部のこと
 - ② しかし、大麻草は、衣料はもちろんのこと、漁網や下駄の鼻緒等にも用いられており、これらの需要を満たすためには栽培を継続する必要があったことから、研究目的のほか、繊維としての茎又は食糧としての種子を得る目的に限って栽培が認められた。
 - ③ なお、当時は、大麻の有害成分であるTHC類が特定されておらず、成分規制をすることが困難であった。
 - ④ 昭和35年以降、大麻草に含まれる生理活性成分としてTHC類やCBDが同定されるとともに、大麻のもたらす有害な作用はTHC類によることが明らかとなった。
 - ⑤ こうした状況において、海外では大麻草から製造された医薬品が薬事承認を受け、我が国においても令和4年から治験が実施されている。大麻を医薬品の原料として利用できる科学的知見が揃いつつあり、大麻規制を見直すべきときに至ったため、令和5年の法改正により、大麻の定義の見直しが図られた。
 - ⑥ 大麻取締法第1条では、「大麻とは、大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く)並びに大麻草の種子及びその製品を除く。」とあるように、大麻草から抽出した成分からつくられた製品を含めて「大麻」と定義していた。
 - ⑦ 大麻の定義の見直しにあたっては、麻向法において医療用麻薬の施用・受施用、流通に関する規制が整備されている現状をかんがみると、大麻草由来の医薬品を麻薬として流通を管理することが妥当であることから、大麻草由来のTHC類の成分を麻薬として規制する必要がある。とはいえ、大麻については、それ自体が濫用されている実態があること等から、大麻草及びその部位としての規制も残しておく必要がある。
 - ⑧ そこで、令和5年の法改正により、「大麻とは、大麻草(その種子及び成熟した茎を除く)及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く)をいう。」とあるように、主に大麻草の部位に着目して定義された。このように、大麻草としての形状を有しない

もの、すなわち大麻草から抽出した成分からつくられた製品については、大麻の定義から除外している。

- 3 THC 類に関する規制について、次のように整理することができる。
- ① 従前、大麻草に由来する THC 類については、大麻の定義(大麻取締法第1条)に該当するため、大麻取締法による規制対象となっていた。
 - ② 現行法では、大麻草に由来する THC 類は、大麻の定義(法第1条)に該当しないため、大麻草規制法の対象となっていない。ただし、麻薬に指定されているため、麻向法による規制対象となっている。
 - ③ なお、化学合成された THC 類は、従前より麻薬に指定されているため、麻向法による規制対象となっている。
- 4 大麻の使用罪について、次のように整理することができる。
- ① 大麻草から製造された医薬品については、既に海外で薬事承認されており、我が国においても薬事承認にむけて、薬物の治験が実施されているところである。このように、大麻取締法の制定当時とは異なり、大麻の医療用途が生じていることから、大麻規制について整理しなおす必要がある。
 - ② 麻向法において、医療用麻薬の施用・受施用、流通に関する規制が整備されていることを踏まえると、大麻草由来の医薬品についても麻薬として麻向法による規制に委ねることが妥当であることから、大麻草に由来する THC 類を麻薬として取り扱う必要がある。
 - ③ とはいえ、大麻については、国際的に植物体(又はその一部)それ自体を直接人体に施用して濫用されている実態があるものであり、大麻の植物体(又はその一部)を施用することが禁止されていることを濫用防止の観点から明示する必要がある。特に、大麻草の花穂や葉といった部位には特有の化合物であるカンナビノイドが約 120 種類(例: Δ 9-THC)含まれている。それぞれのカンナビノイドの効果や、カンナビノイド間の相互作用等については全てが判明しておらず、相互作用によって亢進効果もあり得るため、THC 類を単一の成分として麻向法で規制するのみならず、それらを含む大麻草及びその部位についても、別途、いずれかの法令において規制を残置しておく必要がある。
 - ④ 他方、大麻以外の規制対象の薬物(例: 麻薬、覚醒剤、あへん)については、施用罪が存在するにもかかわらず、大麻取締法では、大麻の使用罪が設けられていなかった。これは、大麻栽培者による作業時の麻酔^{あきよ}いが薬物犯罪として扱われることへの懸念があったためである。しかし、現在では、大麻栽培者が作業時に麻酔^{あきよ}いすることはなくという調査報告がなされており、当該懸念は解消されている。
 - ⑤ また、近年、大麻事犯が増加傾向にあるといえ、濫用が増加している状況に歯止めをかけるためには、大麻の使用を取り締まる必要があることを踏まえ、「成分規制」と「部位規制」を併存させた上で、大麻の使用罪が設けられた。

＜薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移＞

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
大麻事犯	検挙件数	5,435	6,015	6,900	6,705
	検挙人員	4,321	5,034	5,482	5,342
麻薬及び向精神薬事犯	検挙件数	945	1,081	966	1,115
	検挙人員	457	562	541	673
覚醒剤事犯	検挙件数	12,020	12,124	11,598	8,833
	検挙人員	8,584	8,471	7,824	6,124
あへん事犯	検挙件数	4	11	16	3
	検挙人員	2	12	15	3

※本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

※本表の薬物事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

⇒ 上記③の「カンナビノイド」とは、大麻に特有の化合物の一群をいう。化学構造の特徴によりいくつかのサブタイプに分類されるが、主要なものは、 $\Delta 9$ -THC と CBD である。なお、大麻草に含有されている有害なカンナビノイドの多くは、 $\Delta 9$ -THC であるため、実務上、大麻草の同定の主要な要素の一つとして $\Delta 9$ -THC が用いられている。大麻草の形状があり、かつ、 $\Delta 9$ -THC が微量でも検出されれば、大麻草と同定される。

5 大麻の使用罪の根拠法について、次のように整理することができる。

- ① 大麻の使用罪を新設するにあたって、仮に、大麻取締法の中に規定することとした場合、大麻については同法で、麻薬である THC 類については麻向法で取り締まることになる。とはいえ、それぞれの場合の尿中の代謝物は同じであるため、捜査実務上、大麻と THC 類のいずれを使用したのかを尿中代謝物のみでは証明できず、結果として、大麻取締法及び麻向法のいずれでも処罰できない事態が生じる。
- ② こうした事態を回避するため、大麻を使用した場合には、大麻草に含有される有害成分である THC 類を施用したものと捉え、麻薬指定されている化学合成された THC 類の施用と同様に、麻向法の施用罪が適用できるようにすべきであろう。
- ③ この点、大麻草に由来する THC 類と化学合成された THC 類の有害性に差異はなく、どちらの THC 類であるかにかかわらず、体内に摂取すること自体が保健衛生上の危害を生じさせるものであると考えられることから、大麻を麻向法上の麻薬として規制することが妥当であると解される。
- ④ なお、大麻取締法において大麻の所持罪の法定刑は 5 年以下であったが、大麻を麻向法上の麻薬として規制することに伴い、大麻の所持罪の法定刑は、他の麻薬と同様に 7 年以下としている。

6 大麻の定義について、次のように整理することができる。

- ① 有害な成分である THC 類について、大麻草に由来するものと化学合成されたものでは、その性質や、摂取した場合の有害性に差異はないことから、それらを区別することなく、麻薬である「成分」として麻向法で規制する。

② 有害な成分である THC 類を含有する大麻草の部位について、大麻取締法と同様に、「物」として大麻草規制法で規定する。なお、類例として、麻向法により部位かつ成分として規制しているコカ葉がある。コカ葉は、コカ植物に特有の有害成分であるコカアルカロイド(例：コカイン)を含有している。

③ さて、大麻又は THC 類の施用が疑われる事案において、尿から THC 代謝物(THC-COOH)が検出されたときは、大麻又は THC 類のどちらかを摂取したことが明らかであるが、証拠上どのどちらを摂取したかを遡って明らかにすることができない場合を想定する。この場合、仮に、大麻と THC 類を完全に切り分け、互いを排斥する関係で定義していると、法執行上、いずれの使用罪も適用できないという事態が生じ得る。

そこで、大麻の定義を除かない形で THC 類を定義することにより、濃度基準を超え得るものであれば、THC 類の施用罪を適用することが可能になる。

④ その上で、麻向法において THC 類を規制するにあたって、必要最小限の範囲で一部の規制を緩和する必要がある。

具体的には、大麻に含まれる成分のうち有害な精神作用が認められていない CBD を含有する製品については、リラックス効果等があるとされ、一般に利用されているが、こうした CBD 製品は、大麻から抽出した成分を用いているものが多い。CBD 製品から THC 類を完全に除去することは困難であるが、THC 類により保健衛生上の危害を生じるのは、一定量以上を摂取した場合に限られる。

このため、有害成分でない CBD の利用を必要最小の範囲で認める観点からは、THC 類に設ける規制緩和の基準及びその適用範囲についても、必要最小限とする。

⑤ また、従前より大麻の規制部位から除外されている「成熟した茎及びその製品(樹脂を除く)並びに種子及びその製品」については、古来より利用されてきた部位であることに加え、THC 類をほとんど含有しないことから、大麻草規制法においてもこれを維持することにしている。なお、近年、THC 類を含有する抽出物の製品(例：リキッド)の濫用がみられるが、たとえ「成熟した茎」や「種子」から抽出した THC を含有するものであっても、取締りの対象となる。

⑥ ①から⑤までの観点を踏まえ、以下のように定められた。

(一) 大麻を麻薬として指定すること(麻向法第2条第1項第1号)

(二) 大麻を「大麻草(その種子及び成熟した茎を除く)及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く)」と定義すること(法第2条第2項)

(三) THC 類を「六 a・七・八・十 a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六 H—ジベンゾ [b・d] ピラン—オール(別名：デルタ九テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類」等と定義すること(麻向法別表第1第42号等)

(四) 一定の濃度基準を下回るとして麻薬から除外するものを「その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の第四十二号に掲げる物(大麻草としての形状を有しないものに限る)を含有する物であって、前各号(同号を除く)に掲げる物又は大麻を含有しないもの」と規定すること(麻向法別表第1第78号ロ)

⇒ 上記⑥(三)の THC 類について、改正前の指定政令では、次の①から⑦までに掲げる成分